



みんなで明石らしい景観をつくるために

～明石市公共施設景観形成ガイドライン～

平成27年3月
明石市



目 次

第1章 明石市公共施設景観形成ガイドラインとは

- 1 策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 明石市都市景観条例
 - (2) 明石市都市景観形成基本計画
- 4 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 「明石らしい」景観形成とは

- 1 明石市都市景観形成基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 「明石らしい」景観を構成する3つの特徴・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 自然的な特徴の把握
 - (2) 歴史的な特徴の把握
 - (3) 市街地の特徴の把握
- 3 市民が選んだ「明石らしい」景観・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 公共施設の景観形成を考えるうえでの手がかり

- 1 公共施設の景観形成上の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 景観形成を考えるうえでの5つの観点・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 見え方・構図
 - (2) 視点・範囲
 - (3) 空間構成
 - (4) 時間
 - (5) 立場・心境
- 3 景観形成を考えるうえで大切な10の心がけ・・・・・・・・・・・・ 16
 - (1) 調和性
 - (2) 統一性
 - (3) 連続性
 - (4) 安全性
 - (5) 参加性
 - (6) 持続性
 - (7) 地域性
 - (8) 快適性
 - (9) デザイン性
 - (10) シンボル性
- 4 色彩と配色を考える・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (1) マンセル表色系
 - (2) 色彩と配色

第4章 各施設に共通する景観形成の考え方

- 1 地域特性への配慮と演出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 良好な周辺景観との調和及び連続性への配慮・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 緑化の推進や自然素材の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 4 ユニバーサルデザインへの配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 5 維持管理や時間経過による変化を考慮・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 6 できる限り早期からの検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 7 部局間連携による一体的な空間への配慮・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 8 景観意識の醸成及び継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第5章 施設別ガイドライン

- 1 「地」としてのデザインの必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 施設ごとのデザインの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (1) 連続性や一体感のある景観づくりを目指す
 - (2) 周辺の自然環境を際立たせる景観づくりを目指す
 - (3) 施設の役割を見極めた景観づくりを目指す
- 3 道 路・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 4 橋梁・高架構造物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 5 海岸・港湾・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 6 河川・水路・ため池・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 7 公園・緑地・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 8 公共建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第6章 効果的にガイドラインを活用するために

- 1 ガイドラインの活用方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
 - (1) 景観形成に対する理解を深める
 - (2) 整備などにおける発想の手がかり
 - (3) 知識や意識の共有ツール
- 2 ガイドラインの運用方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - (1) (仮称)景観会議
 - (2) 景観協議

■ 参考資料

- ◆ 策定までの流れ

さあ、みんなで一体
となって「明石らしい」
良好な景観を守り、
育て、創っていきましょう！



第1章 明石市公共施設景観形成ガイドラインとは

「明石市公共施設景観形成ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）とは、より良い景観を形成するうえで重要な要因となる、道路や公園、公共建築物などを中心とした『公共施設』の整備に関する景観形成の指針として、景観形成の考え方や施設別に配慮する事項などをまとめたものです。

1 策定の目的

明石市都市景観形成基本計画（以下、「景観形成基本計画」という。）には、明石市都市景観条例（以下、「景観条例」という。）で規定する明石らしい個性豊かで美しい都市景観の形成にあたり、“行政は、公共空間の整備において、先導的な事例を示すとともに、市民、事業者の誘導等の責務を担っている”と示しています。

ガイドラインを積極的に活用することにより、本市職員の景観形成に関する意識を高め、職員間で知識や技術を共有することを通じ、公共施設の整備にあたり、先導的かつ一体的で良好な景観形成を推進していくことを目的としています。

2 策定の背景

本市では、平成4年に“明石の歴史性及び地域性を生かし、明石らしい個性豊かで美しい都市景観を保全し、育成し、又は創造すること”を目的に「景観条例」を制定しました。そして、その実現を目指すために「景観形成基本計画」を平成6年に策定し、様々な取り組みを行うなかで、公共空間における良好な景観形成を進めるための手引きとして、平成6年に「公共空間デザインマニュアル」、平成8年に「建築物デザインマニュアル」を策定しました。

平成22年には、景観を取り巻く状況や景観資源の変化を受け「景観形成基本計画」を改定しました。それに伴い、本市が明石らしい景観形成をより一層推進するための指針として、新たにガイドラインを策定するものです。

3 位置づけ

(1) 明石市都市景観条例

景観条例第3条第4項には市長の責務として、“道路、公園その他公共施設及び公益施設の整備を行う場合には、都市景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。”と規定しています。

(2) 明石市都市景観形成基本計画

景観形成基本計画第5章の景観まちづくりの推進方策には、「先導的な景観整備」、「行政の推進体制の整備」、「職員意識の向上」などを位置づけています。

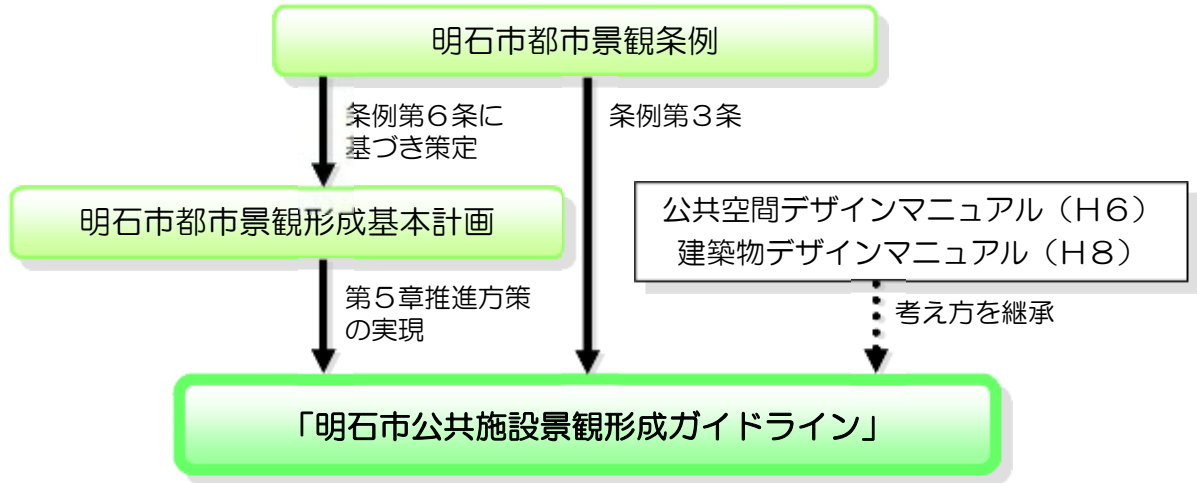


図1-1 ガイドラインの位置づけ

4 対象施設

ガイドラインは、本市が整備する以下の公共施設を対象としています。地域の景観形成に与える影響などを勘案し、適切な運用に努めます。

また、国や県などが公共施設を整備する際は、国や県などが策定するそれぞれの景観形成にかかる指針などに沿って実施されますが、できる限りガイドラインの趣旨に沿うように理解と協力を求めるものとします。

従来の「公共空間デザインマニュアル」では、道路や公園などを公共施設、公共建築物などを公益施設とし、それらを一体的に「公共空間」と定義していましたが、ガイドラインでは、その対象となる施設を「公共施設」と定義します。

なお、担当部局が実際に整備するのは、それぞれの公共施設となりますが、部局間で連携して一体的な整備となるよう工夫するなど、空間全体の景観形成を担っていることを認識することが重要です。

● 道 路



都市計画道路 朝霧二見線

● 橋梁・高架構造物



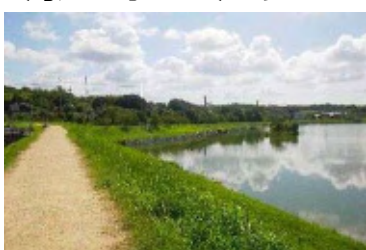
東二見橋

● 海岸・港湾



大蔵海岸

● 河川・水路・ため池



大久保町大窪の中笠池

● 公園・緑地



金ヶ崎公園

● 公共建築物



天文科学館

5 構成

ガイドラインは、次の6つの章で構成しています。事業の企画や基本構想、計画、実施設計、工事施工、維持管理などの各段階で繰り返し活用することにより、適切で良好な景観形成に努めます。

・ガイドラインを策定する目的や背景を知りたい。

・対象となる公共施設を知りたい。

・景観形成基本計画の内容を知りたい。

・「明石らしい」景観形成を考えたうえでの明石の特徴を知りたい。

・公共施設の景観形成における役割を知りたい。

・景観形成を考えたうえでの手がかりを知りたい。

・景観形成を考えたうえで大切なキーワードを知りたい。

・色彩や配色について知りたい。

・各施設に共通の景観形成にあたっての基本的な考え方を知りたい。

公共施設の景観形成について、知りたいことがあるときは、ここを見よう！



・施設別のデザインの考え方や具体的な手法を知りたい。

・ガイドラインの活用方法や景観協議の進め方を知りたい。

第1章 明石市公共施設景観形成ガイドラインとは

- 1 策定の目的
- 2 策定の背景
- 3 位置づけ
 - (1) 明石市都市景観条例
 - (2) 明石市都市景観形成基本計画
- 4 対象施設
- 5 構成

第2章 「明石らしい」景観形成とは

- 1 明石市都市景観形成基本計画
- 2 「明石らしい」景観を構成する3つの特徴
 - (1) 自然的な特徴の把握
 - (2) 歴史的な特徴の把握
 - (3) 市街地の特徴の把握
- 3 市民が選んだ「明石らしい」景観

第3章 公共施設の景観形成を考えたうえでの手がかり

- 1 公共施設の景観形成上の役割
- 2 景観形成を考えたうえでの5つの観点
 - (1) 見え方・構図
 - (2) 視点・範囲
 - (3) 空間構成
 - (4) 時間
 - (5) 立場・心境
- 3 景観形成を考えたうえで大切な 10 の心がけ

(1) 調和性	(2) 統一性	(3) 連続性
(4) 安全性	(5) 参加性	(6) 持続性
(7) 地域性	(8) 快適性	(9) デザイン性
(10) シンボル性		
- 4 色彩と配色を考える
 - (1) マンセル表色系
 - (2) 色彩と配色

第4章 各施設に共通する景観形成の考え方

- 1 地域特性への配慮と演出
- 2 良好な周辺景観との調和及び連続性への配慮
- 3 緑化の推進や自然素材の活用
- 4 ユニバーサルデザインへの配慮
- 5 維持管理や時間経過による変化を考慮
- 6 できる限り早期からの検討
- 7 部局間連携による一体的な空間への配慮
- 8 景観意識の醸成及び継承

第5章 施設別ガイドライン

- 1 「地」としてのデザインの必要性
- 2 施設ごとのデザインの考え方
 - (1) 連続性や一体感のある景観づくりを目指す
 - (2) 周辺の自然環境を際立たせる景観づくりを目指す
 - (3) 施設の役割を見極めた景観づくりを目指す
- 3 道路
- 4 橋梁・高架構造物
- 5 海岸・港湾
- 6 河川・水路・ため池
- 7 公園・緑地
- 8 公共建築物

第6章 効果的にガイドラインを活用するために

- 1 ガイドラインの活用方法
- 2 ガイドラインの運用方法

第2章 「明石らしい」景観形成とは

1 明石市都市景観形成基本計画

景観形成基本計画では、明石のめざす景観を面・線・点や景観スケールにより分類し、7つのゾーン、3つの線、3つの点と、それらを大きく眺望する眺望景観の14類型に分類して、それぞれの特性や課題を整理した景観形成の基本的な方針を定めています。

◆都市景観を景観スケールや拡がりで把握する



◆景観スケールを考慮した景観類型のイメージ

大景観	中景観			小景観	面	市域
	自然	歴史	市街地	生活		
①眺望景観	②田園ゾーン	⑤歴史ゾーン	⑥住宅ゾーン		線	市域
	③公園緑地ゾーン		⑦商業ゾーン			
	④海浜ゾーン		⑧工業ゾーン			
		⑨主要な道路軸		⑩まちを彩る道	点	
		⑩河川軸		⑭歴史ポイント 憩いのポイント		
		⑫シンボルポイント				
		⑬まちかどポイント				
	明石海峡大橋・淡路島・播磨灘・他				市域外	

図2-1 景観形成基本計画の景観類型の設定

また、市域を5つの地域に細分化し、各地域の景観資源をあらわした地域別景観資源図を作成するとともに、その地域の代表的な地区における主な景観形成の方針を示しています。（5～6ページの図2-2を参照）

これら地域別の景観資源や方針を理解し、ガイドラインと一体的に活用することが、地域特性に応じた良好な景観形成につながります。



⑤ 二見地域

- ・二見周周において、船溜りや漁港の営みなどの風物詩を生かし、周辺の歴史的な景観と調和した景観形成をめざします。
- ・浜街道周辺の東二見地区においては、社寺や伝統的民家など歴史資源の保全・活用により、歴史の趣を残した景観形成をめざします。
- ・南二見地区においては、工業地域の緑化による明石海浜公園との調和した景観形成をめざします。
- ・山陽電鉄東二見駅と、新たに整備された山陽電鉄西二見駅においては、快適性の向上などにより、地区の拠点にふさわしいにぎわいのある景観形成をめざします。

④ 魚住地域

- ・海岸部においては、緑豊かな住吉神社と住吉公園周辺の播磨灘の眺望を生かし、歴史の趣のある景観形成をめざします。
- ・西岡地区においては、浜街道沿いに点在する寺社、伝統的民家、酒蔵群などの保全・活用により、歴史の趣を残した景観形成をめざします。
- ・地域北部、西部に広がる広大な田園ゾーンにおいては、緑地・水辺空間の保全・育成による景観形成をめざします。
- ・JR魚住駅周辺においては、快適性の向上などにより、地区の拠点にふさわしいにぎわいのある景観形成をめざします。

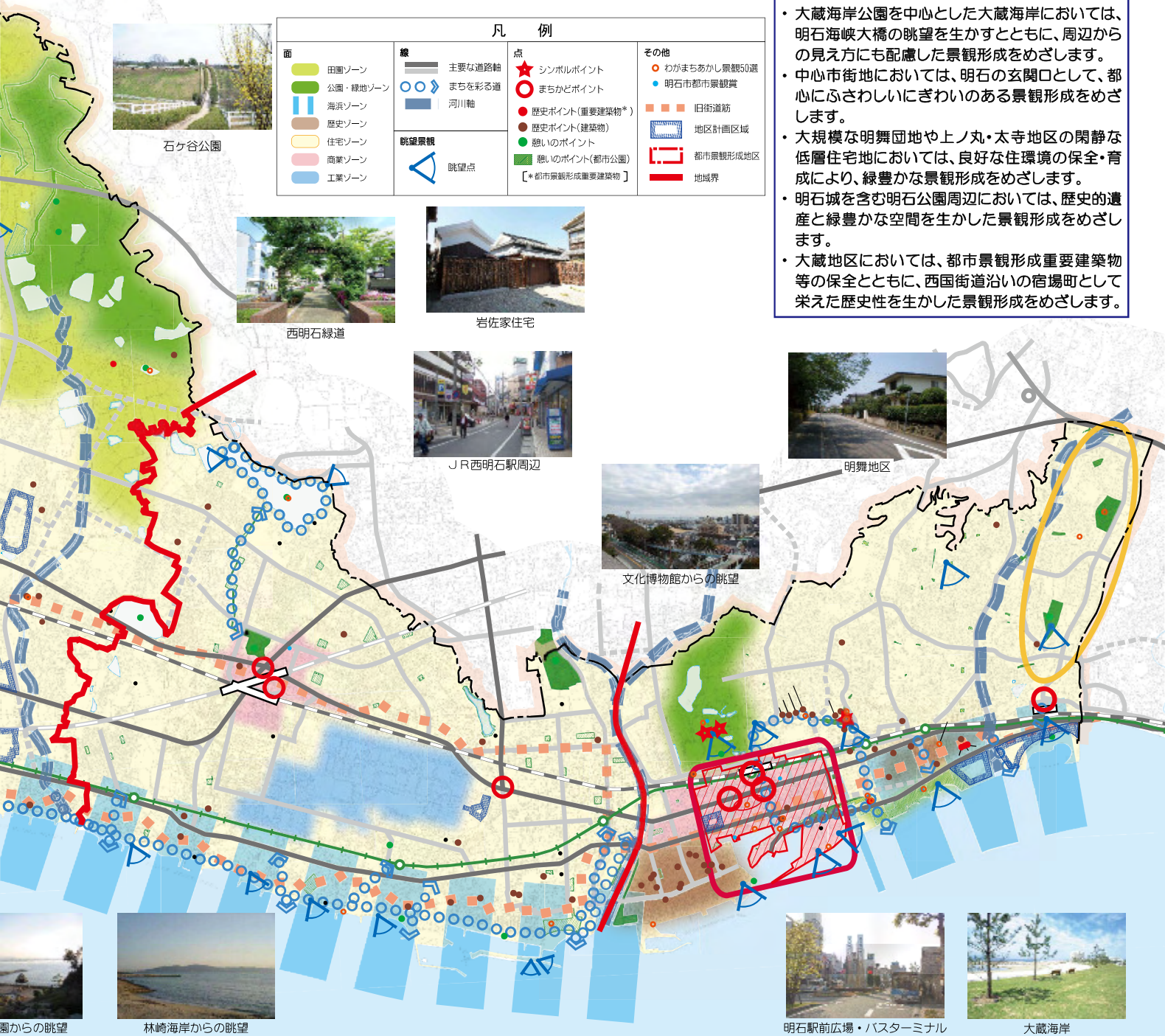
③

- ・海岸海岬
- ・高丘育戸
- ・八戸蔵群
- ・JR区を
- ・石ヶの
- ・しよ

図2-2 景観形成基本計画の地域別資源と景観形成の方針

① 明石川東地域

- ・大蔵海岸公園を中心とした大蔵海岸においては、明石海峡大橋の眺望を生かすとともに、周辺からの見え方にも配慮した景観形成をめざします。
- ・中心市街地においては、明石の玄関口として、都心にふさわしいにぎわいのある景観形成をめざします。
- ・大規模な明舞団地や上ノ丸・太寺地区の閑静な低層住宅地においては、良好な住環境の保全・育成により、緑豊かな景観形成をめざします。
- ・明石城を含む明石公園周辺においては、歴史的遺産と緑豊かな空間を生かした景観形成をめざします。
- ・大蔵地区においては、都市景観形成重要建築物等の保全とともに、西国街道沿いの宿場町として栄えた歴史性を生かした景観形成をめざします。



凡 例		
面	線	点
田園ゾーン	主要な道路軸	シンボルポイント
公園・緑地ゾーン	まちを彩る道	まちかどポイント
海浜ゾーン	河川軸	歴史ポイント(重要建築物*)
歴史ゾーン		歴史ポイント(建築物)
住宅ゾーン		憩いのポイント
商業ゾーン		憩いのポイント(都市公園)
工業ゾーン		[*都市景観形成重要建築物]
	眺望景観	
	眺望点	
		その他
		わがまちあかし景観50選
		明石市都市景観賞
		旧街道筋
		地区計画区域
		都市景観形成地区
		地域界

③ 大久保地域

- ・海岸部においては、休憩施設や播磨サイクリングロードからの播磨灘や明石海峡大橋の眺望を生かした景観形成をめざします。
- ・高丘、山手台、緑が丘などの中低層住宅地においては、良好な住環境の保全・育成により、緑豊かな景観形成をめざします。
- ・八木・江井島地区においては、浜街道沿いに点在する寺社、伝統的民家、酒蔵群などの保全・活用により、歴史の趣を残した景観形成をめざします。
- ・JR大久保駅周辺においては、都市景観形成地区に指定されている駅南地区を中心に、地区の拠点としてうるおいにぎわいのある景観形成をめざします。
- ・石ヶ谷公園周辺においては、市中部の公園・緑地ゾーンの拠点として、市民の憩いの場とレクリエーションの場にふさわしい緑豊かな景観形成をめざします。

② 明石川西地域

- ・海岸部においては、休憩施設や播磨サイクリングロードからの明石海峡大橋の眺望を生かした景観形成をめざします。
- ・地域南部の住宅ゾーンにおいては、浜街道沿いの歴史的な趣も大切に景観形成をめざします。
- ・地域北部の住宅ゾーンにおいては、憩いの場である野々池貯水池や西明石緑道、上ヶ池公園などの保全・活用による景観形成をめざします。
- ・広域交通網の拠点であるJR西明石駅周辺においては、広域交通の拠点としてにぎわいのある景観形成をめざします。

2 「明石らしい」景観を構成する3つの特徴

「明石らしい」景観形成を考えると、自然や歴史などの明石の特徴を把握することが基本となります。景観形成基本計画には、明石の景観は、「自然景観」、「歴史景観」、「市街地景観」、「生活景観」の4つの景観で構成されると示しています。

そのなかで、特に明石の景観を構成する(1)自然、(2)歴史、(3)市街地の3つの特徴を踏まえ、どのような「明石らしさ」があるのかをきめ細かく捉えることが重要です。

そのため、対象となる地域特性を読み取り、その魅力を大切にしながら、さらに高めることを意識することが、「明石らしさ」があふれる良好な景観形成につながります。

(1) 自然的な特徴の把握

自然は、地形や季節の変化などから成り立つ景観形成の土台となるものです。

淡路島を背景とした明石海峡や海岸線、市域の中西部に広がる田園やそのなかに点在するため池などは、明石の原風景をイメージさせる印象的な景観となっています。そのため、まちから海岸への眺望など、その地形が持つ特徴や自然豊かな景観資源を手がかりに、景観形成を進めることが基本となります。

- ① 平地、丘陵地、傾斜地などの地形的な特徴
- ② その場からの遠景のまちなみなどの眺望
- ③ 外部の眺望ポイントなどからの見られ方
- ④ 河川や緑などの自然環境を構成する要素の連続性や分布状況

①の例



石ヶ谷公園

②の例



天文科学館からの眺望

③の例



ふれあいプラザあかし西からの見られ方

④の例



淡路島上空からの眺め

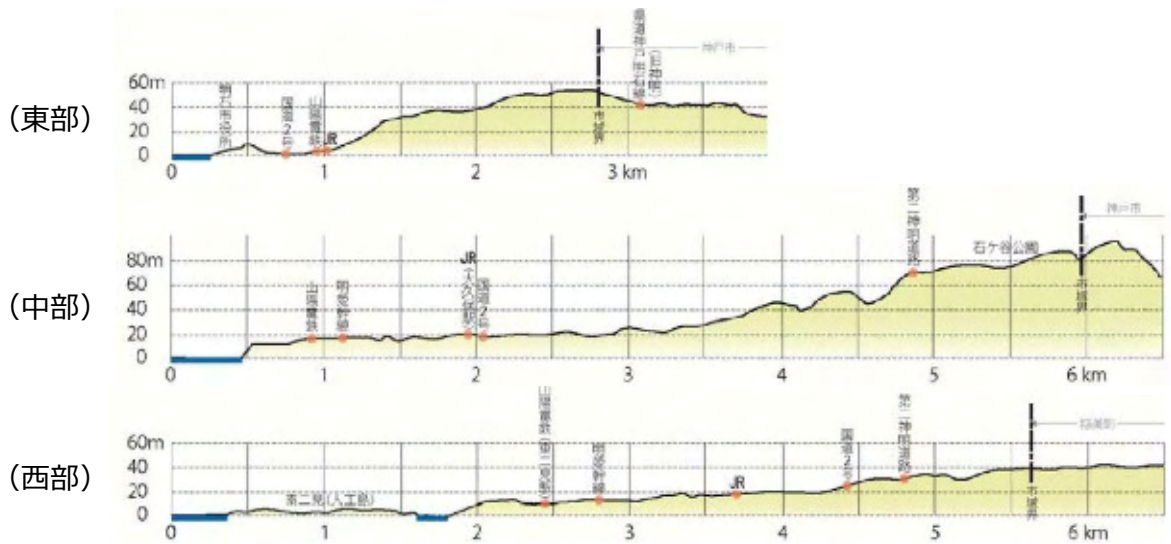


図2-3 明石の都市空間構成

(2) 歴史的な特徴の把握

明石の歴史は、西国街道や浜街道が通る交通の要衝の地として栄え、明石城跡を中心に武家屋敷や町屋で構成される城下町として発展してきました。それが、現在の中心市街地の原形となります。また、旧街道筋沿いには、今も昔の面影を残す町屋や酒蔵などの古くからの建造物が点在し、明石の歴史を表現した象徴的な景観となっています。そのため、地域の歴史的な拠点や、地域を支えてきた産業などの文化的な背景を手がかりに、景観形成を進めることが基本となります。

- ① 明石城跡などの歴史的資源の拠点
- ② 地域を支える伝統的な産業や暮らしの歴史
- ③ 土地や建築物などの移り変わりや風景の変化
- ④ 地形や植生などの自然環境の変遷

①の例



明石城跡

②の例



大久保町西島の酒蔵

③の例



昭和36年(1961年)桜町付近

④の例



昭和41年(1966年)八木海岸

(3) 市街地の特徴の把握

明石には、「魚のまち」の象徴である魚の棚商店街などの商業地、南二見の人工島や国道2号沿いを中心とした工業地、松が丘や太寺、高丘などの住宅地のように、人の生活にもっとも深く関わる様々な市街地の景観があります。そのため、にぎわいづくりやうるおいとやすらぎなど、都市構造やその周辺地域のまちづくりの方向性を手がかりに、景観形成を進めることが基本となります。

- ① 上位・関連計画からまちづくりの方向性
- ② 住宅地・商業地・工業地などの周辺の土地利用
- ③ 小学校区や自治会単位などの地域におけるまちづくりの取り組み
- ④ 市街地を構成する建築物、道路や公園などの施設の配置状況

①の例



中心市街地活性化基本計画区域内

②の例



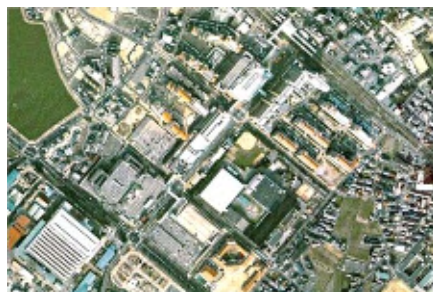
太寺の住宅地

③の例



大久保町八木のまちづくり

④の例



大久保駅南の航空写真

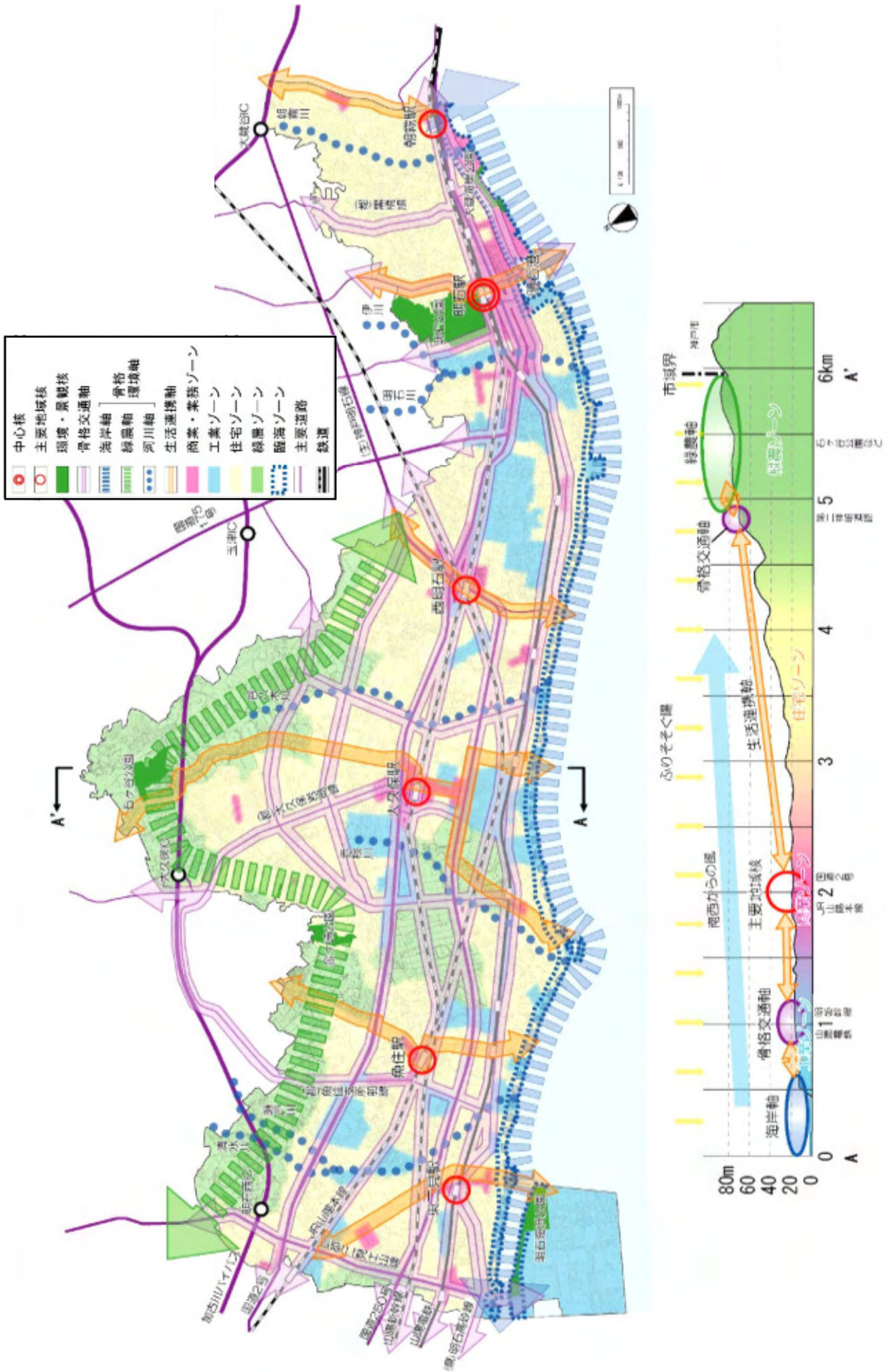


図2-3 明石市都市計画マスタープランの都市構造図

3 市民が選んだ「明石らしい」景観

明石のすばらしい景観を再発見してもらい、そのすばらしさを多くの人に知ってもらうことを目的に、市民の皆さんに広く募集し、平成19年に「わがまちあかし景観50選」を選定しました。

前述にある「明石らしい」景観を構成する「自然」、「歴史」、「市街地」の3つの特徴が表現された場所が選ばれています。

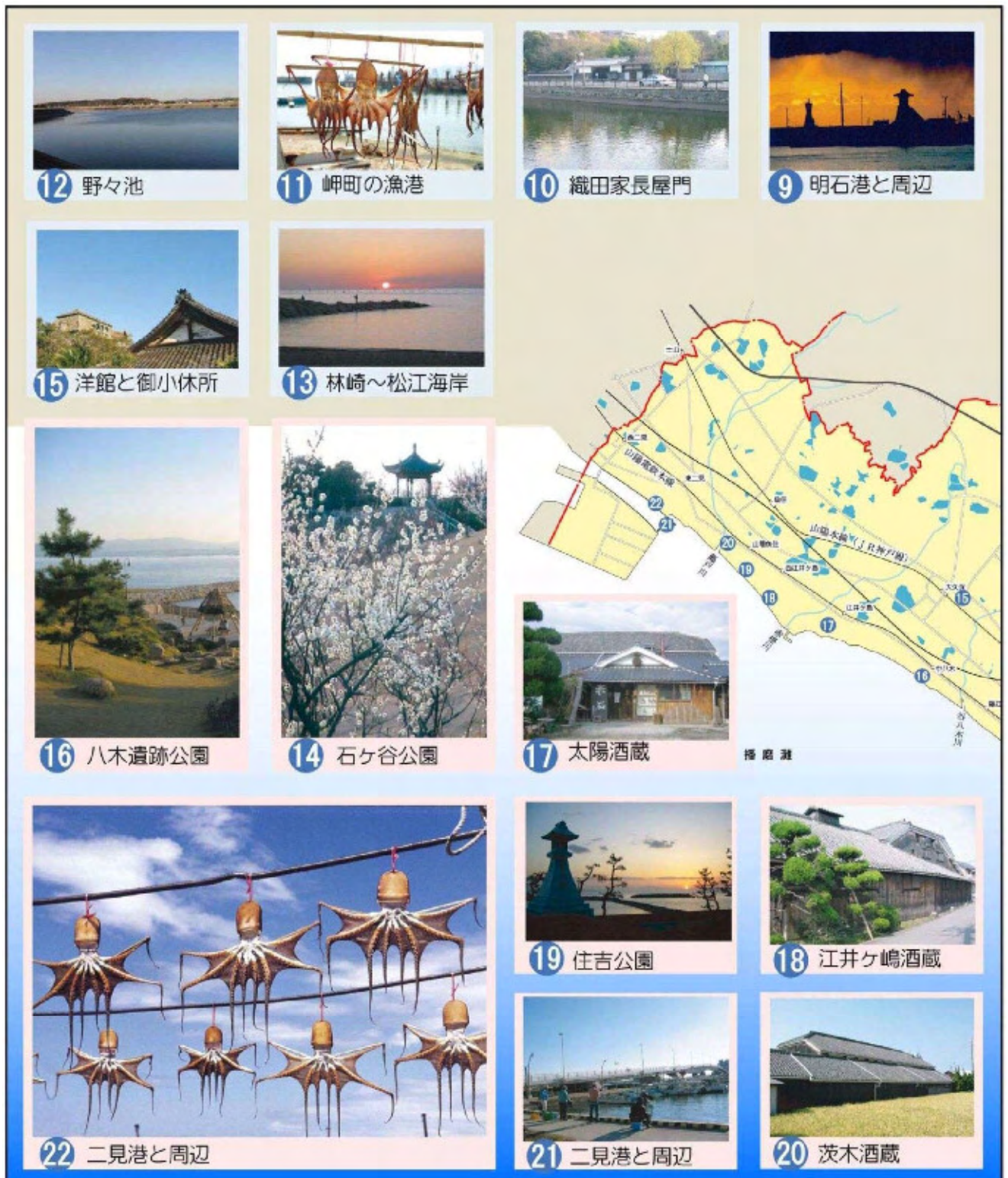


図2-4 代表的な明石の景観（わがまちあかし景観50選より抜粋）

また、そのなかには公園や海岸、公共建築物などの公共施設も多数選ばれていますので、市民の皆さんの愛着ある景観を理解することが重要となります。そのため、市民の皆さんが明石に魅力を感じ愛着を持ち続けるために、公共施設の整備や維持管理に参加する機会を設けることが、より「明石らしい」景観形成につながります。

①眺望、②ランドマーク、
③環境（まちなみ・ひろがり）、
④風物詩の4つの視点で選ばれているよ。



7 明石公園

2 大蔵のまちなみ

5 天文科学館からの眺望

4 天文科学館

6 中崎公会堂

8 魚の棚

3 大蔵海岸

9 明石港と周辺

9 明石港と周辺

1 明石海峡大橋（大蔵海岸からの眺望）

第3章 公共施設の景観形成を考えるうえでの手がかり

1 公共施設の景観形成上の役割

公共施設は、以下に示すように、その規模や立地、機能などにより特徴があり、施設ごとに異なる整備目的やコンセプトを有しています。それに加えて、施設ごとに景観形成の役割が異なるため、それを見極めてから、事業の進め方や整備手法を検討し、それぞれの条件や内容に適した創意工夫が求められます。

- 大規模な施設が多く、景観的な影響力が大きい
- 都市の骨格を形成している
- 空間的な機能や役割に永続性がある
- 老若男女を問わず、多くの人々が利用する

2 景観形成を考えるうえでの5つの観点

景観は、まちを構成する自然、道路や建築物、遠くの山なみや海辺など、視覚で捉えられるまちなみや景色のことです。それは、その物を見る視点や見える範囲、見え方や人々の立場などによって異なります。

そこで、(1) 見え方・構図、(2) 視点・範囲、(3) 空間構成、(4) 時間、(5) 立場・心境の5つの観点を理解することで、公共施設の景観形成を考える手がかりが見えてきます。

(1) 見え方・構図

景観の見え方は、認識されにくいものとして「地」と認識されやすいものとして「図」に分類することができます。対象となる公共施設が、脇役となって「地」となるべきか、主役となって「図」となるべきかを見極める必要があります。そのため、脇役として目立たないようにするために風景のなかになじませるのか、主役として強調させるのかを考え、前者の場合は、目立たないようにデザインをすることが重要です。

- 「地」・・・背景となるもの
- 「図」・・・目立って認識されるもの

「地」と「図」の例



天文科学館

「地」赤枠外（周囲にある緑や建築物など）

「図」赤枠内（天文科学館）

(2) 視点・範囲

景観は、その場所を見る視点や、その場所から見える範囲によって、「近景（小景観）」、「中景（中景観）」、「遠景（大景観）」に分類することができます。対象となる公共施設が、周辺からどのように見られるのか、またその場所からどのようなものが見えるのかなど、視点や範囲を意識して検討することが重要です。

- **近景（小景観）**・・・建築物の外壁素材、広告物の文字、樹木の樹種などが把握できる範囲
- **中景（中景観）**・・・建築物や道路の連続したまちなみの雰囲気や樹木の樹種の違いなどが把握できる範囲
- **遠景（大景観）**・・・空と海が一体となった地域全体を俯瞰するような広がり把握できる範囲

近景の例



景観形成地区 大久保駅南地区

中景の例



都市計画道路 駅前線

遠景の例



文化博物館からの眺望

(3) 空間構成

景観は、その場所を構成する空間の特徴によって、「点」、「線」、「面」に分類することができます。対象となる公共施設にどのような特徴があるのかを把握し、その空間を構成するそれぞれの施設を一体的に整備するなど、施設間での連携やお互いの特徴に配慮することが重要です。

- **点**・・・ランドマークとなる建築物や交差点のようにまちのアクセントになるもの
- **線**・・・道路や河川のように長くつながるもの
- **面**・・・住宅地や田園、海岸のように大きく広がるもの

点の例



文化博物館

線の例



朝霧川

面の例



魚住市民センターからの眺望

(4) 時間

景観形成を時間軸で考えた時に、「景観」づくりは10年、「風景」づくりは100年、「風土」づくりは1000年の時間を要すると言われています。対象となる公共施設が、長い年月を経ても価値観を失わずに、次代へ引き継ぐことのできる良好な景観形成を目指すことが重要です。

- **景観10年** . . . 天文科学館、大蔵海岸、オーズタウンなど
- **風景100年** . . . 中崎公会堂、明石公園、市街地のなかにある田園やため池など
- **風土1000年** . . . 明石海峡を間に望む淡路島、近接している海と丘陵地など

景観の例



天文科学館

風景の例



大久保町松陰新田のまちなみ

風土の例



明石海峡を間に望む淡路島

(5) 立場・心境

景観は、それを見る人の立場や心境によって、感じ方が異なります。その場所で生活している市民だけではなく、初めてその場所に訪れる来街者など、様々な人が良好な景観であると感じることが重要です。

- **市民目線** . . . 身近な環境や日常生活のなかで慣れ親しんでいる生活者の目線
- **来街者目線** . . . 目の前の景観をありのままに捉え評価する目線

市民目線と来街者目線の例



市民わらし



明石公園



来街者わらし

3 景観形成を考えるうえで大切な10の心がけ

公共施設の景観形成を考えるうえで、大切な心がけとして10のキーワードを以下に示します。各公共施設の整備において、都市景観の基調となる良好な景観形成に向けた手がりとして、どのキーワードを優先すべきかを確認し、それに配慮することが重要です。

(1) 調和性

自然環境やまちなみになじむようにあえて目立たせないデザインとするなど、周辺環境との調和に配慮することが、風景のなかに溶け込んだ落ち着いた景観形成につながります。



大蔵海岸



緑道と王子公園

(2) 統一性

施設内における構成要素にテーマ性を設けるなど関係性を保つことや、隣接する施設との空間において一体感を持たせることが、全体的にまとまった統一感のある空間形成につながります。

(3) 連続性

公共施設の整備箇所を単体で考えるのではなく、施設自体及び周辺の緑や付帯施設などとのつながりに配慮することが、連続性のある空間確保につながります。



都市計画道路 林崎線



ふれあいプラザあかし西

(4) 安全性

公共施設として良質なデザインであるとともに、利用しやすい公共施設として、機能性及び安全性を確保することが、利用者に安心感を与えることにつながります。

(5) 参加性

施設の特性に応じて、計画、管理、活用を地域の人々などとともに進め、市民ニーズを的確に捉えることが、長く親しまれ、利用者に愛される公共施設につながります。



遊具のコンセプトづくりのための
小学校ワークショップ



都市計画道路 八木松陰線

(6) 持続性

時間とともに深みの増す素材の選定や、施設デザインのコンセプトを維持管理の段階まで引き継ぐなど、時間経過やマネジメントを考慮することが、次代に引き継がれる公共施設につながります。

(7) 地域性

形態や素材、色彩の選定にあたり、時間の積み重ねのなかで育まれた地域の歴史や地形などへの配慮や体現することが、その地域らしさが表現された景観形成につながります。



松江公園



朝霧南公園

(8) 快適性

その場を訪れる人々が、居心地の良さを実感できるように、おもてなしの空間を創出することが、快適性の向上や魅力的な空間の創出につながります。

(9) デザイン性

積極的に質の高いデザインにすることや、長く飽きのこないデザインにすることを心がけることが、いつまでも親しまれる公共施設につながります。



大久保南小学校



天文科学館

(10) シンボル性

その地域の象徴となる場合は、シンボル性の高いデザインを施し、視点場からどのように見えるのかを意識することが、地域の景観資源の形成につながります。

4 色彩と配色を考える

公共施設の景観形成を考えるにあたっては、色彩は大きな影響を与えますので、特に周辺景観や地域特性を考慮したうえで、それらに配慮する必要があります。

そのため、各公共施設の役割を確認し、壁面や屋根、防護柵などの基調となる色彩については、できる限り落ち着いたものとし、周辺との調和に努めることが重要です。

(1) マンセル表色系

マンセル表色系とは、色彩を定量的に表すもので、「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」の3つの組み合わせによって表現されます。

● 色相

その色が赤～黄～青のどの位置にあるのかを示しています。赤などの暖色系は暖かみを感じさせ、また、青などの寒色系は冷たさを感じさせます。一般的に建築物は暖色系が多いため、まちなかでのなじみやすさに影響を与えています。

● 明度

色の明るさを示すもので、明度がもっとも高いのが白で、もっとも低いのが黒となります。遠くから視認しやすいものとして、明度の対比が強い色彩が用いられますので、自然やまちなかなどの周辺環境に溶け込むためには、明度の対比を弱めることが重要です。

● 彩度

色の鮮やかさを示すもので、彩度が高ければ鮮やかな色彩となります。彩度の高い色彩は、特に周辺から目立つため、主役となって目立たせるべきか、脇役として目立たせないべきかを考慮し、それぞれにふさわしい彩度を選択することが重要です。

なお、景観条例に基づき、大規模な建築物や都市景観形成地区内では、色彩に関する基準を設けています。

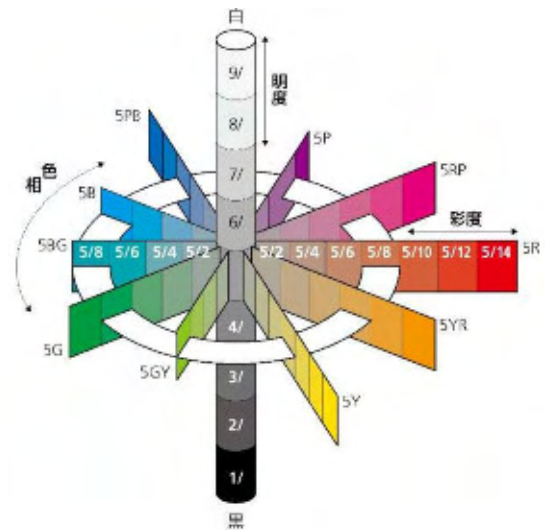


図3-1 マンセル表色系の色立体



市営西二見小池住宅



景観形成地区 大久保駅南地区

(2) 色彩と配色

公共施設の色彩や配色を考える場合は、その施設の配置や形態、方角などを考慮しながら、周辺環境とのバランスに配慮する必要があります。ただし、同じ色でも素材や材質などの違いによって、見え方も変わってきます。そのため、全体的な色彩計画として、以下に示すような内容を考慮することが重要です。

● 建築物以外

背景となる自然環境や周辺のまちなみと調和する以下の色彩を基本とします。なお、空の青や樹木の緑に無理やり合わせるための類似色はできる限り使用を避けることが必要です。

ただし、公園・緑地の遊具などの公園施設などは、子供が楽しく遊んだり、喜ぶような色彩を使用する場合もあります。

- ①クールグレーなどの中明度の無彩色
- ②明度が高く彩度が低い薄い色
- ③木材や石材などの自然素材の色



JR魚住駅



鳥羽の黒星池

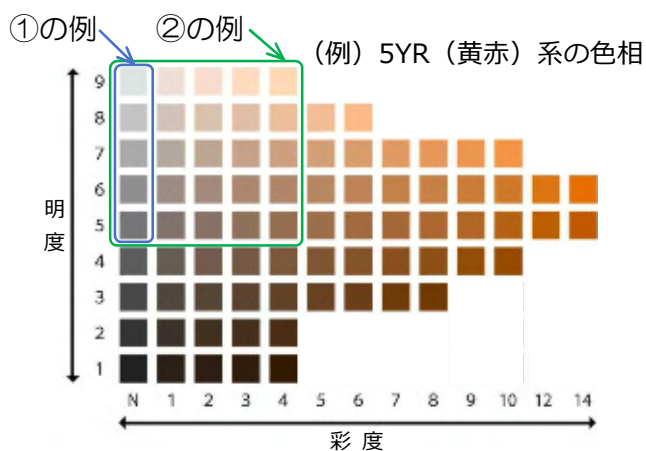


図3-2 色彩の参考例

● 建築物

周辺に圧迫感を与えないように暖色系の色相、低彩度の色彩を基本とします。まちなみの表情に変化をつける場合は、低層部に低明度の色、高層部に高明度の色を使用します。

また、アクセントカラーを使用する場合は、面積割合を考え、低層部や線的に取り入れるものとします。



あかし斎場旅立ちの丘



二見中学校

第4章 各施設に共通する景観形成の考え方

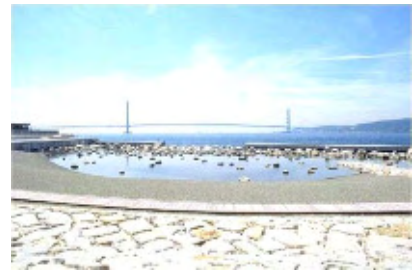
公共施設の整備にあたって、各施設に共通する景観形成の考え方として、8つの配慮すべき事項などを以下に示します。

1 地域特性への配慮と演出

地域の景観は、海岸線や河川などの自然環境や、歴史や文化などが反映された地域固有のものであるため、それぞれの地形や風土などの特性を的確に把握し、配慮するとともに、適切に良好な景観を演出しながら、地域固有の景観を形成していく必要があります。

● 自然環境への配慮

地形や気候が育んだ自然環境は、景観形成において重要な役割を演じています。そのため、古くは白砂青松の地として詩歌にもうたわれた「明石らしさ」を表現する海岸線やなだらかな丘陵地などの自然環境の保全に配慮することが必要です。また、瀬戸内海や淡路島などの眺望を活かす工夫も必要となります。



大蔵海岸

● 歴史・文化への配慮

明石城跡、旧街道筋や大蔵の宿場町などの歴史的や文化的な資源は、景観形成上尊重すべき要素であるため、これらの歴史性や文化性に配慮することが必要です。



織田家長屋門の周辺

● 市街地のにぎわいの創出

駅前やその周辺の通りや道路などは、景観形成において地域の「顔」となる重要な役割を演じています。そのため、まちのにぎわいを創出する空間的なひろがりを与え、魅力的な空間や要素づくりに配慮することが必要です。



明石駅前広場

● 生活空間でのうるおいの創出

住宅地では、景観形成において公共施設の影響が非常に大きいので、閑静な住宅地では落ち着いた空間づくりに配慮し、商業や工業が混在した住宅地では周辺とのバランスに配慮することが必要です。



天文科学館西側 時の道

2 良好な周辺景観との調和及び連続性への配慮

良好な景観形成を図る上で、影響力のある公共施設が周辺の良好な景観を損なうことのないように、公共施設は周辺の景観特性を把握し、まちなみなどとの調和や連続性に配慮することが必要です。



明石海浜公園からの眺望

3 緑化の推進や自然素材の活用

公園・緑地や道路の街路樹などの良好な緑が豊かであることは、まちなみにうるおいやすらぎを与えるため、景観形成において重要な要素となります。そのため、季節感や地域特性を感じさせる植栽を施し、緑のつながりに配慮するとともに、木材や石材などの自然素材をできるだけ活用することが必要です。



朝霧公園

4 ユニバーサルデザインへの配慮

公共施設は、様々な人々が長い期間に渡って利用する施設であるため、安全で安心な施設や設備であることは当然として、誰もが利用しやすく、美しさも考慮したユニバーサルデザインに配慮することが必要です。



文化博物館へのアクセスエレベーター
「櫓（やぐら）の道」

5 維持管理や時間経過による変化を考慮

公共施設は基本的に長期間利活用するものです。管理しにくいものや、維持費のかかるもの、補修に費用や期間を要するものを選定すると、維持管理面で支障をきたし、景観形成に悪影響を及ぼします。そのため、使用する材料の耐用年数や維持管理のしやすさを考慮し、整備費や維持管理コストを低減するとともに、長く親しまれ飽きのこないように配慮することが必要です。

また、時間の経過とともに、素材の持ち味や深みが増すことで、景観の価値が向上することに配慮することも必要となります。



江井ヶ島海岸



望海浜公園

6 できる限り早期からの検討

事業の実施時に良好な景観を形成するかどうかは、実施設計の段階で検討することはもちろんのこと、企画や計画の段階など、できる限り早期から検討することが必要です。



明石駅前広場再整備イメージパース

7 部局間連携による一体的な空間への配慮

統一感のあるまちなみを創出するため、公共施設は各施設を単体で考えるのではなく、特に道路と公園などといった異なる施設が接する部分は、一体的な景観を形成するうえで、重要となるため、組織の枠を超えて、事業の早い段階で調整を行い、空間全体として使いやすく、一体的に質の高い景観形成を進めることが必要です。



中尾親水公園の入口と一体的な道路

8 景観意識の醸成及び継承

景観形成の向上に持続的に取り組んでいくためには、職員一人一人の意識が重要となります。そこで、事業担当部局が中心となって、良好な景観形成に向けて検討するなかで、景観担当課と十分に協議することや、必要に応じて市民や専門家の意見を活用することが有効となります。そのような景観検討の過程を通して、職員意識の向上及び知識や技術の継承を図ることが必要です。



職員を対象とした都市景観研修会

第5章 施設別ガイドライン

1 「地」としてのデザインの必要性

公共施設は、施設ごとに景観形成の役割が異なるものの、基本的には第4章「各施設に共通する景観形成の考え方」での記述にあるように、現状の自然環境や住環境を始め、歴史や文化などの周辺の良い景観を損なうことがないように、周辺の景観特性を把握し、調和性や連続性などに配慮しなければなりません。

そこで、第3章-2「景観形成を考えるうえでの5つの観点」のなかでも、特に(1)「見え方・構図」における「地」と「図」という景観の捉え方をもとに、ほとんどの公共施設は、周辺の良好な景観と調和し、また、自然環境などを際立たせるように、あえて「地」としてデザインするものとします。各公共施設の整備において、心がけるべきキーワードを確認し、本章で示す具体的な配慮事項に基づいた整備を行うことが重要です。この「地」こそが、周辺環境やそこで生活、活動する人を際立たせるための『景観デザインの要』であり、公共施設はその役割を担っています。

また、公共施設の構成要素において、個別に検討するのではなく、施設全体や周辺の施設と一体的な空間として捉え、特に以下に示す(10)シンボル性を除いた9つの心がけを意識して、総合的な視点で「地」としてデザインするために知恵を絞ることで、過度なデザインとならないように配慮することが必要です。

なお、公園・緑地及び公共建築物は、立地場所や施設の特性に応じて(10)シンボル性が必要となる場合もありますが、他の公共施設と同様に、総合的な視点で検討することが必要です。

表5-1 「「地」としてのデザインに必要な景観形成を考えるうえで大切な心がけ」

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 「地」 </div>	(1) 調和性…周辺の景観要素との調和
	(2) 統一性…施設内や空間において全体的にまとまりのある空間形成
	(3) 連続性…周辺の景観要素とのつながりの確保
	(4) 安全性…機能性のなかにも安全や安心の確保
	(5) 参加性…計画や管理を地域とともに行うことで利用者の愛着を創出
	(6) 持続性…維持管理などのメンテナンスへの配慮
	(7) 地域性…歴史や地形などのその土地らしさへの配慮
	(8) 快適性…その場の居心地の良さやおもてなしの創出
	(9) デザイン性…質が高く、長く飽きのこないデザイン
	(10) シンボル性…その地域の象徴となるシンボル性の高いデザイン



文化博物館からの眺望

自然環境や住環境の背景として、溶け込むように「地」としてデザインしよう。



2 施設ごとのデザインの考え方

(1) 連続性や一体感のある景観づくりを目指す

道路、橋梁・高架構造物

都市の景観形成において基盤となる役割を持つ道路やその延長である橋梁・高架構造物は、連続性や一体感のある景観づくりを目指すものであり、そのため背景となる「地」としてデザインすることが重要です。

そのためには、各施設とのつながり、まちなみや周辺景観とのかかわりなどに配慮する必要があります。



都市計画道路 駅前線（錦江橋）

舗装パターン、街路灯や植樹など、前後の道路との連続性に配慮されており、写真の奥が橋梁であることを感じさせないような連続性と一体感のある景観が形成されている。

(2) 周辺の自然環境を際立たせる景観づくりを目指す

海岸・港湾、河川・水路・ため池

明石を代表する自然環境である海岸・港湾、河川・水路・ため池は、海辺や水の流れ、水面など、自然環境そのものを際立たせる景観づくりを目指すものであり、そのため背景となる「地」としてデザインすることが重要です。

そのためには、自然環境との調和、淡路島や明石海峡大橋を望む眺望、水辺のネットワークなどに配慮する必要があります。



中崎のベランダ護岸

海辺を際立たせるように、護岸を階段状に設けることにより、淡路島や明石海峡大橋を望む眺望に配慮され、自然環境そのものを際立たせる景観が形成されている。

(3) 施設の役割を見極めた景観づくりを目指す

① 公園・緑地

都市環境の保全や自然と人との関わりの場である公園は、立地している場所や施設の役割を見極めて、居心地の良さや楽しく遊んでいる人を際立たせる景観づくりを目指すものであり、そのため背景となる「地」としてデザインすることが重要です。

しかしながら、遊具などの公園施設においては、「図」となるものもあります。その場合は、空間全体のコンセプトを踏まえ、「図」の公園施設が空間のなかで際立つように、その他は「地」とするなど、全体として、自然環境との調和や市民が愛着を持てるように配慮する必要があります。



石ヶ谷公園の遊具

市民に親しまれる遊具とするため、小学生が参加したワークショップにより遊具のコンセプトを決定することで、総合公園としての役割や市民の愛着心に配慮した景観を形成している。

② 公共建築物

公共建築物は、立地している場所、その施設の役割、利用者の使われ方などにより、周辺景観と調和させる「地」とすべきか、また、際立たせる「図」とすべきか、それらを見極めて、「地」と「図」に分類してデザインすることが重要です。

なお、「図」に分類される場合であっても、建築物の壁面や外構などすべての要素を「図」としてデザインする必要はありません。空間全体のコンセプトを踏まえ、「図」となる要素を際立たせるようにその他は「地」とするなど、全体として誰もが利用しやすい施設づくりや周辺景観とのかかわりに配慮する必要があります。



西部市民会館

隣接する住宅地や公園などの周辺景観に馴染みつつ、シンボル性の高いデザインの建築物であり、親水公園と一体的な空間が形成され、周辺景観とのかかわりに配慮した景観が形成されている。

表5-2 施設ごとの目標とすべきデザインの考え方

デザインの考え方	目標、目指すところ	対象施設
「地」	(1) 連続性や一体感を持たせる	道路
		橋梁・高架構造物
	(2) 周辺の自然環境を際立たせる	海岸・港湾
河川・水路・ため池		
「図」	(3) 施設の役割を見極めて際立たせる	公園・緑地
		公共建築物





3 道路

舗装

(1) 調和性

- 車道の舗装は、黒色などの無彩色を基本とする。
また、安全性に配慮し、着色をする場合は、できる限り低明度または低彩度のものを使用する。
- 歩道の舗装は、車道と合わせたものや、自然色を基調とした舗装材料を使用する。
また、原則シンプルで落ち着いたデザインとし、周辺と連続的で一体的な空間形成に努める。



車道と歩道が一体となった落ち着いた空間を形成（明舞の住宅地）

(2) 統一性

- 他の公共施設との関係性を考慮し、一体的な空間となる舗装材料や舗装パターンとするように努める。
- 事業者や管理者が異なることで、舗装パターンが異なる道路と接する部分においては、舗装材料や色彩を一部取り入れるなど、つながりを持たせて一体的な空間形成に努める。



歩道と公園がなじんで調和した空間を形成（松江公園の周辺道路）

(6) 持続性

- 舗装材料は耐久性があり、誰もが通行しやすいものを使用する。

(8) 快適性

- 駅前広場やシンボルロードなどで、インターロッキングを使用する場合は、色の組み合わせなどにより、にぎわいを感じさせるように工夫するものの、意味なくランダムに設置したり、安易な模様張りや過度なデザインは避ける。

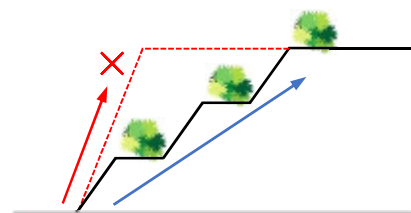


シンプルな舗装パターンで広がりのある歩行者空間（大久保駅南広場）

構造物

(1) 調和性

- 景観の阻害要因とならないよう、自然素材の活用、コンクリート表面仕上げ、緑化などにより、周辺環境との調和や連続性を保つように努める。
- 法面や擁壁面は、勾配を緩くするなど、圧迫感をやわらげるように工夫する。



法面の勾配を緩くし、緑化などにより、圧迫感を軽減



付帯施設

(1) 調和性




- 防護柵などの柵類は、周辺の景観を阻害しないように、できる限りシンプルなデザインとする。
また、目立たない落ち着いた色彩として、ダークブラウンやグレーベージュなどを使用する。
- 道路標識や街路灯などは、歩行者などの視界を遮らないように配慮するとともに、周辺景観と調和する色彩を選択し、一体的な空間形成に努める。



周辺景観と調和したダークブラウンの防護柵（松江公園の周辺道路）

参考 鋼製防護柵において基本とする色彩の標準マンセル値

※周辺景観のなかで防護柵が必要以上に目立たない塗装色を選定する。

	ダークブラウン（こげ茶色） 10YR2.0/1.0 程度
	グレーベージュ（薄灰茶色） 10YR6.0/1.0 程度
	ダークグレー（濃灰色） 10YR3.0/0.2 程度

出典：「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」（国土交通省）

(2) 統一性

- 信号や道路標識、街路灯などは、特に交差点部分において、交通管理上の機能を確保しつつ、統合や共架を図り、できる限り数量を整理する。
- サイン類は、見やすさとわかりやすさを基本とし、できる限りシンプルなものとする。



信号と街路灯が一体となり、すっきりとした空間を形成（明石駅周辺）

(8) 快適性

- ベンチの設置や視点場の確保など、市民や来街者に対するおもてなしを表現し快適で魅力ある空間の創出に努める。
- まちの魅力を高める効果があるため、まちかどなどのふさわしい場所に特色のあるストリートファニチャーなどを設置するように配慮する。



駅前にベンチを設置し、快適な空間を創出（魚住駅）

緑化

(3) 連続性

- 幹線道路では、歩行者など視界を遮らないように配慮しながら、樹形の整った並木や植樹柵を組み合わせるなど連続的な空間形成に努める。
また、樹木の成長などの将来的な景観の変化を予測しながら配置を工夫する。



樹形の整った並木により連続的な空間を形成（江井ヶ島松陰新田線）



(7) 地域性

- 明石らしさやその地域らしさを表現するため、「あかしの街路樹実務者マニュアル」に示されている推奨木や播磨五木などの樹種の選択に配慮する。
- 商業地や業務地などでは、樹形の整った植樹をすることにより、整然とした風格のある空間の形成に努める。
- 住宅地などでは、低木や植樹帯を中心に四季を感じる樹木や草花を配植し、優しい空間の創出に努める。
- 駅前広場など、多くの来街者を迎える場所では、その場所にふさわしい品格とやすらぎが感じられる、緑豊かな景観形成に努める。
- 中心市街地のまちかどなどでは、地域の個性を表現するシンボリックな樹木や並木などにより、空間を際立たせるように工夫する。



植樹により優しいあるまちかどを形成（国道2号明石駅前交差点）



周辺の緑と一体となったやすらぎを感じさせる空間（公園前線）

境界部

(2) 統一性

- 沿道の公共建築物や公園などとの境界部において、一体となった広がりやゆとりのある歩行者空間の確保に努める。
また、できる限り歩行者空間の境界を意識させない、快適で魅力的な空間の形成に配慮する。



歩道と公園入口を一体的に広がりのある空間とする舗装（中尾親水公園）

(3) 連続性

- 周辺の緑や水辺空間と連続した緑化、舗装素材及び色彩の使用に努める。

改修・維持管理

(4) 安全性

- 車道部分と歩道部分の大きな段差や歩道の波打ちを解消することにより、人に優しい路面形成に努める。

(6) 持続性

- 改修や維持管理にあたっては、当初の設計コンセプトを尊重して、維持管理を行う。また、形態、意匠や素材を周辺の景観と調和するように配慮する。
- インターロッキングなどの舗装材は、アスファルト舗装に比べて、特に車両の乗り入れ箇所などで劣化の影響が強くなるため、きめ細やかな維持管理を行う。
- 街路樹や植樹帯の剪定や枝打ちなどを適正に行い、緑と秩序を感じる沿道景観の形成に努める。



車道と歩道の段差が解消され、人に優しい路面を形成（黒橋線）



4 橋梁・高架構造物

本体

(1) 調和性

- 桁側面や橋脚は、重苦しさを軽減したデザインとし、桁と橋脚の接合部のシンプルな収まりとなるように工夫する。
- 周辺の視点場から見たときに背景となる景色と重なった見え方も検証してデザインするように工夫する。
- 周辺の景観資源などとの関係を取り入れるなど調和に努める。



シンプルな収まりとなった桁と橋脚の接合部（藤江線）

(3) 連続性

- 橋上の空間は、橋梁へアプローチする道路の延長として連続性を持たせるように努める。



道路の延長としてつながりのある橋上空間（錦江橋）

(8) 快適性

- 橋梁が視点場から見える眺望の連続性を断ち切らないように努める。

(9) デザイン性

- 上部に構造体が現れる橋梁の場合、あらゆる角度からの見え方を検証したうえで、デザインを決定するように努める。
また、その場所にふさわしいデザインコンセプトとなるように努める。

付帯施設

(1) 調和性

- 排水管が、歩行者や運転手から見える場合は、橋梁のスリットに埋め込むなど、デザインの一部として見せるように配慮する。

(2) 統一性

- 橋上の附属物は、具象的な装飾や華やかなデザインを避けたシンプルなものとし、橋梁との統一感の形成に努める。



シンプルで統一感のある高欄や街路灯（錦江橋）

(8) 快適性

- 高欄は、歩行者や運転者の河川などへの見通しを阻害しないよう、視線を遮らない軽やかなデザインとするように努める。



視線を遮らない軽やかなデザインの高欄（錦江橋）



改修・維持管理

(6) 持続性

- 損傷個所の補修や塗装など、定期的に点検、調査、補修などを行うことにより、良好な景観の保全に努める。
- 塗り替えや改修時には、新設時のデザインコンセプトの尊重に努める。



橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検
(大蔵朝霧陸橋)





5 海岸・港湾

全体空間

(1) 調和性

- 周辺や海からの見え方に配慮し、港湾全体が整然とした印象となるように、建築物は配置や形態を工夫するとともに、落ち着いた色彩のある色彩とするように努める。

(2) 統一性

- 海岸全体として、海際の砂浜などと一体となった広がりのある空間となるように努める。



砂浜と一体となった広がりのある空間を形成（江井島海岸）

(7) 地域性

- 海へつながる道路の整備や、誘導する案内板を設置するなどにより、海を感じることができる一体的な空間形成に配慮する。



大蔵海岸へつながる道路（海辺への道）

(8) 快適性

- 休憩施設や広場を整備することなどにより、海岸としての魅力形成に努める。
また、「浜の散歩道」など、潮の香りとさわやかな風を感じながら快適に散策できる空間の確保に努める。



休憩施設により快適な海辺空間を形成（藤江海岸休憩施設）

付帯施設

(1) 調和性

- 照明やポール、防護柵などは、落ち着いた色彩に揃え、周辺景観との調和に努める。

(8) 快適性

- 前面に広がる瀬戸内海や明石海峡大橋への眺望を重視するため、休憩施設などにおいては、視点場となることを意識して適切な施設配置となるように努める。



落ち着いた色彩で、周辺と調和した防護柵（中崎のペランダ護岸）



緑化

(2) 統一性

- 海岸沿いおよび段丘崖などを適切に緑化したり、後背地の公園などと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。



隣接する公園と一体となった緑豊かな空間を形成（松江海岸休憩施設）

(8) 快適性

- 敷地の境界部では、建物などによる圧迫感を軽減するように植栽で修景を図ることなどに工夫する。
- 四季を彩る草花などの植樹により、訪れる人々が季節を感じることで、うるおいのある緑豊かな自然海浜の形成に配慮する。



うるおいのある緑豊かな空間を形成（大蔵海岸）

改修・維持管理

(5) 参加性

- きめ細やかな海岸管理の充実を図るため、利用者の視点を取り入れた海岸モニターの活用による適切な維持管理に努める。

(6) 持続性

- 市民などへの積極的な啓発などにより、砂浜などの適正な利用を誘導することにより、良好な景観の維持に努める。



ボランティアによる清掃活動



6 河川・水路・ため池

構造物

(1) 調和性

- 河川やため池などのコンクリート護岸は、石など素材感のあるものや、多孔質なものを使用することにより、表情豊かな自然の風合いのある景観の創出に努める。
- 自然とのふれあいや水辺景観を楽しむ空間をつくる場合は、できる限り石や木など自然素材を活用することで自然になじむように配慮する。



自然石を用いて表情豊かな景観を形成（黒星池）

(2) 統一性

- 既存の護岸などと接する部分では、緩衝帯として植栽を行ったり、既存のもののデザインを一部取り入れるなど、一体的な空間の形成に努める。
- 護岸を階段状や緩い傾斜にすることなどにより、公園や遊歩道と河川やため池などが一体となった空間を形成するように工夫する。



階段状とし歩道と一体となった親水護岸（朝霧川）

(3) 連続性

- 河川・水路・ため池の水辺空間と、公園や農地などの緑空間の連続性を保つことにより、水辺の生き物や植物の生息環境に配慮する。

(8) 快適性

- 散歩や憩いを求める人が集うことから、親水護岸や周辺の水辺や緑を眺めながら散策できる遊歩道など、水辺空間に親しみを持てるように工夫する。



できる限り自然に近い形で整備された遊歩道（中笠池）

付帯施設

(1) 調和性

- 設置する付帯施設の形状や色彩などは、河川・水路・ため池それぞれの空間全体としての調和に努める。
- 河川や水路は、道路などと連携し、転落防止柵などを道路用施設と兼ねて設置するなど、河川や水路と道路などが一体となった景観の形成に努める。
- 柵は、歩行者の目線から河川やため池への眺めを妨げないシンプルな形状とし、周辺景観の中で目立たない色彩のものを使用する。
- 水門や樋門は、門扉とともに、水辺の景観の中で特に目立つことがないように、周辺景観に溶け込むデザインや色彩に努める。



道路の転落防止柵と一体となった景観を形成（朝霧川）



(2) 統一性

- 標識や案内板は、デザインの統一を図り、控えめでシンプルなデザインとし、周辺に調和した色彩の使用に努める。
また、景観上影響が少なく、わかりやすい位置に設置するように努める。



周辺でデザインの統一されたため池案内板（釜谷池）

(5) 参加性

- 柵、ベンチ、あずま屋などは、その設置の必要性などについて、地域の利用者の意見を反映することに努める。

緑化

(1) 調和性

- 河川の堤防やため池の堤体などで、植樹などができる場所においては、緑化を図り、周辺の自然環境と調和した緑豊かな景観形成に配慮する。

(7) 地域性

- 水路やため池と公園が隣接したり、公園内に水路やため池がある場合は、緑豊かな景観を形成するとともに、親水空間をつくるなど公園と一体的な空間の形成に努める。
- 河川では、連続した堤防景観を生かし、並木を保全するなど、その地域らしさの演出に努める。



親水護岸を設け、公園と一体的な空間を形成（中尾新池）

改修・維持管理

(5) 参加性

- 河川やため池などは、地域の財産であるという意識を持ち、市民との協働による清掃活動などの維持管理により、良好な景観の維持に努める。

(6) 持続性

- 適切に草木の伐採を行うなど、水辺の景観を守りつつ、安全上問題が生じないよう適切な維持管理に努める。



農業者と周辺住民の協働による清掃活動（ため池クリーンキャンペーン）



7 公園・緑地

全体空間

(1) 調和性

- 平地や傾斜地などの地形を生かしつつ、住宅地や水辺空間など周辺のまちなみとの調和に努める。
- 擁壁は、自然素材を活用するとともに、ひな壇状に植樹帯を設けるなど、目立たないように工夫する。
また、勾配を緩くするなど、圧迫感の軽減に配慮する。



傾斜地を生かし、海辺空間と調和した公園（八木遺跡公園）

(8) 快適性

- 入口部分は、多くの利用者にわかりやすく、気軽に立ち寄ることができるよう開放的で、落ち着きと親しみを感じられる空間形成に努める。



開放的で親しみを感じられる公園の入口（松江公園）

(10) シンボル性

- 大規模な公園においては、地域のシンボリックな空間を創出するために、その地域に相応しいテーマ性を持った公園となるように工夫する。

建築物・工作物

(2) 統一性

- トイレなどの建築物は、自然素材を取り入れるなど、公園全体のコンセプトに基づき、シンプルで調和したデザインに努める。
- 公園の規模によっては、できる限り屋上緑化や壁面緑化を導入するなど、公園になじむように配慮する。



自然素材を取り入れ、公園全体に調和したトイレ（明石北わんぱく広場）

付帯施設

(1) 調和性

- フェンスなどの柵類は、できる限りシンプルな形状とする。
また、公園の特性に応じて、それぞれの整備コンセプトと整合を図った色彩のものを使用する。



公園の特性に応じた楽しい空間を形成（西二見小池公園）



(2) 統一性

- 案内板は、周囲から浮き立つデザインは避け、シンプルでわかりやすい表示とする。
また、できる限りデザインや高さなどを揃え、ともに集約化に努める。

(7) 地域性

- 場に相応しいモニュメントの設置などにより、その地域らしさを表現し、多くの人々が訪れ、楽しむことのできる空間の形成に努める。

(8) 快適性

- ベンチやあずま屋などの休憩施設は、眺望など良好な景観が得られる視点場となるよう、また、人が落ち着く空間となるように配慮する。
- 遊具は、子供が楽しく遊べるものを設置し、利用者と一緒に魅力ある景観の形成に努める。



シンプルな案内板と楽しい雰囲気をもたらす遊具（松江公園）



低年齢の子供たちが楽しく遊べるように配慮された遊具（石ヶ谷公園）

緑化

(4) 安全性

- 周辺から公園内の活動がわかるように樹木の枝下高を確保したり、生垣の高さを目線以下にするなど、視線を遮ったり、死角をつくらないように努める。

(7) 地域性

- 公園内にシンボルツリーなどを育成し、緑豊かで、市民に親しまれる公園づくりに努める。
- 従前から存在する自然植生を考慮しつつ、樹種が特定のものに偏らないよう、季節を感じることができる樹種の選択に努める。



緑豊かで季節を感じられ親しまれる公園（明石公園）



境界部

(1) 調和性

- 駐車場を設ける場合は、周囲に植樹や緑地帯を設けるなど、周囲からの遮蔽や単調さを解消するように努める。



生垣により駐車場への視界を遮蔽
(明石北わんぱく広場)

(2) 統一性

- 入口部分では、周辺の歩道など同一の素材を使用したり、近似するデザインを取り入れることで、一体感が感じられるように努める。
- 歩道沿いに道路側の樹木と同一樹種の樹木を植えることにより、一体的な空間の形成に努める。



公園入口と歩道が一体的に広がりのある空間とする舗装
(中尾親水公園)

改修・維持管理

(5) 参加性

- 遊具の更新などにあたっては、市民の要望や意見を踏まえるなど、市民との協働により、将来に渡って親しまれる公園づくりに努める。
- 地域住民で組織された公園愛護会などによる清掃や除草、樹木の水かけなど、きめ細やかな管理により、良好な景観の維持に努める。



小学生のワークショップを基に更新した遊具
(石ヶ谷公園)

(6) 持続性

- 改修の際は、市民が愛着を持っている樹木や池、建築物などをできる限り保存し、地域固有の景観の継承に努める。



公園愛護会による清掃活動



8 公共建築物

建築物

(1) 調和性

- 建築物を周辺景観にうまく溶け込ませ、調和するよう、建築物の配置や形態などに工夫する。
- 周辺の建築物と色調を合わせるなど、周辺景観から突出したデザインにならないように努める。
- 駐車場の入口デザインは、前後の道路や通りとの調和に努める。



周辺景観に溶け込み調和した建築物
(高齢者ふれあいの里大久保)

(2) 統一性

- 屋上の塔屋や屋外階段は、建築物の意匠と一体的なものとなるように努める。
また、屋外階段は、通りから見えにくい位置に設置したり、ルーバーで覆うなど目立たない工夫をする。
- ベランダ部は、建築物と一体的な意匠とし、空調の室外機は、目立たない位置への設置に努める。



施設内で統一された意匠の建築物
(大久保浄化センター)

(3) 連続性

- 建築物の高さや壁面位置のそろっているところでは、まとまりや連続性の確保に努める。
また、周囲の建築物の高さに配慮して、スカイラインを整えるように工夫する。

(6) 持続性

- 材料は、経年変化による褪色、損傷、汚れに強い材料を使用したり、時間の経過につれ、味わいのある材料の使用に努める。

(7) 地域性

- 材料は、歴史的なまちなみ、商業や業務地、住宅地など地域特性に配慮した材料の使用に努める。
また、伝統的な建築物が残る地域では、伝統的な形態や意匠などを取り入れるなど工夫する。



周辺の住宅地など地域特性に配慮した意匠(産業交流センター)

(8) 快適性

- 雁行配置、高層部の分棟化、上層部のセットバックなどにより、圧迫感を和らげるように工夫する。
- 商業や業務地区の低層部では、通りに面した部分にギャラリーなどを設け、にぎわいの演出に努める。
また、ライトアップなどによる夜間のおもむきを演出するように努める。



ライトアップによりおもむきのある夜間の景観を演出(天文科学館)



- 敷地が角地にある場合は、まちかどとしての特性を生かすため、2面性に配慮したデザインに努める。
- 人通りの多い場所では、低層部にアクセントカラーを使用するなど、にぎわいの演出に努める。

(9) デザイン性

- 建築物の特性を見極め、勾配屋根とするなど、曲面をうまく用いるなど工夫する。
- 単調な壁面を避け、壁面の窓の配置や庇に変化をつけることにより、表情豊かな意匠となるように配慮する。



まちかどの特性を生かした2面性に配慮したデザイン（消防庁舎）

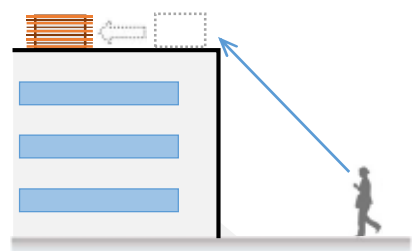


庇などにより変化をつけ表情豊かな玄関口を演出（二見西小学校）

設備

(2) 統一性

- 壁面設備である給水管やダクトなどは、外壁面に露出させない。ただし、やむをえず外壁面に露出する場合には、壁面と同系色の使用に努める。
- 屋上設備は、壁面を立ち上げるか、ルーバーなどで覆う。ただし、覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。



ルーバー等により遮蔽するか、歩行者等から見えにくい位置に設置

外構・接続部

(1) 調和性

- 塀や柵などは、周辺景観に溶け込む落ち着いた色彩のものを使用に努める。
また、防犯上の問題がない場合は、高さを抑えることで、敷地内が見通せる開放的な空間の形成に努める。
- 正面を駐車場とするのではなく、建築物の背後や側面に配置するように努める。ただし、通りから見える駐車場は、植栽で修景するなど工夫する。
- 敷地内の照明灯は、道路側の防犯も考慮して配置し、建築物の外壁などになじむ色彩を使用したシンプルなデザインに努める。
- ごみ置き場は、建築物などと一体的なデザインや植栽で修景するなど、まちなみから目立たない工夫をする。



落ち着いた色彩で周辺景観に溶け込んだ塀や柵（大久保浄化センター）



敷地内の照明灯など建築物となじむ色彩を使用（市営貴崎住宅）



(2) 統一性

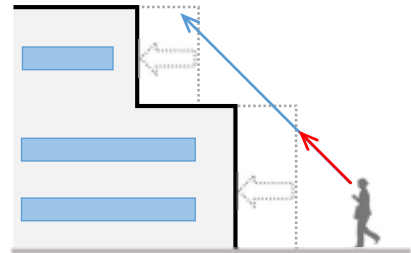
- 道路などから建築物を後退させることにより、周囲への圧迫感を和らげるなど、建築物の配置を工夫し、まとまった広がりのある空間の形成に努める。
- 段差をなくす、外構部分の仕上げ材料などを工夫するなど、他の公共施設と一体となった快適なアプローチ空間の確保に配慮する。
- 敷地に公園が隣接する場合は、管理者との調整を図り、施設相互の一体的な利用に努める。

(3) 連続性

- 生態系に配慮した緑のネットワークを形成するため、街路樹や公園などの緑と敷地内の緑が連続するような配置に努める。

(8) 快適性

- 樹木と芝などの地被類を適切に組み合わせるなど、緑豊かな空間形成に努める。
また、できる限り既存の樹木の保全や活用に努める。
- 緑と水の効果的な演出などにより、訪れる人々に快適な空間の提供に努める。
- まちかどなどの角地部分はボリュームのある緑地空間とするなど、緑が多い印象を与えるように工夫する。
- 小学校や中学校の中庭などには、並木や大木をシンボリックに配置するなど、子供たちの記憶に残る景観形成に努める。



壁面の位置を後退させることで、歩行者等の圧迫感を軽減



道路から後退し広がりのある空間を形成（あかし斎場旅立ちの丘）



まちかどに緑の多い印象を与える敷地内の植樹（大久保南幼稚園）

改修・維持管理

(6) 持続性

- 長期的な視点に基づく計画的な維持管理により、建築物の長寿命化を図りながら、当初の設計意図の尊重に努める。
- 建築デザインが地域の景観として親しまれている場合は、建て替え時にデザインコンセプトの継承に努める。



改修時に当初のデザインコンセプトを継承（二見市民センター）

第6章 効果的にガイドラインを活用するために

1 ガイドラインの活用方法

ガイドラインは、景観に及ぼす影響の大小に関わらず、すべての公共施設の整備における設計段階（できる限り企画構想段階）で活用します。

また、整備時だけでなく、維持管理においても活用するとともに、景観形成に対する理解や意識啓発などにも活用します。

(1) 景観形成に対する理解を深める

公共施設における景観形成の考え方や施設別の配慮事項などについて、市職員の理解を深めます。

(2) 整備などにおける発想の手がかり

企画構想、計画、実施設計、維持管理などの各段階において、良好な景観形成のアイデアや手がかりとして活用します。

(3) 知識や意識の共有ツール

整備などにおける景観形成に係る設計コンセプトの共有ツールとして、設計主管課と維持管理を所管する部署（以下、「維持管理担当課」という。）の引き継ぎや委託業者との協議などに活用します。

また、各公共施設を単体としてではなく、施設が隣接するものや立地特性に関連があるものなど、一体的な空間として景観形成することが必要な場合は、それぞれの公共施設間の設計コンセプトの共有ツールとしても活用します。

様々な場面で、
ガイドラインを積極的に
活用しよう！



2 ガイドラインの運用方法

(1) (仮称) 景観会議

公共施設の整備における景観に及ぼす影響などについて、景観協議の必要性や景観協議の実施時期を協議、調整するための会議を設置するなど、ガイドラインの効果的な運用を図ります。

(2) 景観協議

個別の公共施設の整備については、ガイドラインに沿って、企画構想、計画、実施設計を行うものとし、それぞれの景観に及ぼす影響について、設計主管課と景観担当課で景観協議を行うものとします。

● 景観協議の分類について

個別の公共施設の整備については、景観協議の必要性に応じて、以下の区分に分類します。

A：特に景観に及ぼす影響が大きいもの、又は、他の景観資源と一体的な景観形成を図る必要がある公共施設

⇒ **都市景観アドバイス会議を含む景観協議必要**

設計主管課は景観担当課を通して、都市景観アドバイス会議で専門家の助言を受け、その助言をもとに景観担当課と景観協議を行う。

B：景観に及ぼす影響がある公共施設

⇒ **景観協議必要（都市景観アドバイス会議不要）**

設計主管課は景観担当課と景観協議を行う。

C：景観に及ぼす影響が小さい公共施設

⇒ **景観協議不要**

設計主管課は景観担当課との景観協議は不要とする。

* 都市景観アドバイス会議とは…

都市景観を形成する建築物等の具体的な計画及び設計について、都市景観に関する専門的な立場から助言を行う会議です。

建築、土木、都市緑化、ランドスケープ、色彩の専門家により構成されています。

● (仮称) 景観形成チェックシート

第5章の施設別ガイドラインで示す景観形成に必要な考え方などを考慮し、計画に反映しているかを確認するため、設計時に「(仮称) 景観形成チェックシート」(以下、「チェックシート」という。)を活用します。

景観協議の有無に関わらず、すべての公共施設の整備において、「チェックシート」を活用し、評価してください。

また、整備時の景観形成にかかる設計コンセプトや配慮事項を共有し、これらを継承した維持管理を行うため、「チェックシート」は、設計主管課から維持管理担当課に引き継ぐ資料としても活用してください。

◆策定までの流れ

1 公共施設景観形成ガイドラインワーキンググループ

●アドバイザー

氏名	役職	備考
末包 伸吾	神戸大学大学院工学研究科 教授	明石市都市景観アドバイス会議 座長
辻 信一	(株)環境緑地設計研究所 統括研究員	明石市都市景観アドバイス会議 委員

●メンバー

(平成 25 年度)

所属
産業振興部 農水産課 担当係長
土木交通部 道路管理課 担当係長
土木交通部 海岸課 担当係長
土木交通部 交通政策室 道路整備課 係長
土木交通部 交通政策室 交通安全課 係長
都市整備部 区画整理課 係長
都市整備部 緑化公園課 係長
都市整備部 建築室 営繕課 担当係長
都市整備部 建築室 耐震推進課 係長
下水道部 下水道施設課 係長
水道部 工務課 係長
(事務局) 都市整備部 都市計画課

(平成 26 年度)

所属
産業振興部 農水産課 担当係長
土木交通部 道路管理課 担当係長
土木交通部 海岸課 担当係長
土木交通部 交通政策室 道路整備課 係長
都市整備部 区画整理課 係長
都市整備部 緑化公園課 係長
都市整備部 建築室 営繕課 係長
都市整備部 建築室 営繕課 担当係長
下水道部 下水道施設課 係長
(事務局) 都市整備部 都市計画課

2 策定の経緯

年月日	取組
平成 25 年 7 月 12 日	第 1 回 WG 開催 ・景観的視点による公共施設の成功事例と失敗事例について意見交換
平成 25 年 9 月 6 日	第 2 回 WG 開催 ・評価指標に基づく公共施設の景観的な検討
平成 25 年 10 月 24 日	第 3 回 WG 開催 ・景観における「明石らしさ」について意見交換
平成 25 年 11 月 27 日	第 4 回 WG 開催 ・景観における「明石らしさ」のとりまとめ ・ガイドライン第 1 章～第 3 章について意見交換
平成 26 年 1 月 23 日	第 5 回 WG 開催 ・ガイドライン第 1 章～第 3 章について確認 ・ガイドライン第 4 章について意見交換
平成 26 年 3 月 19 日	第 6 回 WG 開催 ・ガイドライン第 1 章～第 4 章について再確認
平成 26 年 5 月 30 日	第 7 回 WG 開催 ・ガイドライン第 5 章～第 6 章の進め方について意見交換
平成 26 年 9 月 12 日	第 8 回 WG 開催 ・ガイドライン第 5 章について意見交換
平成 26 年 12 月 18 日	第 9 回 WG 開催 ・ガイドライン第 5 章～第 6 章について意見交換
平成 27 年 2 月 20 日	第 10 回 WG 開催 ・ガイドライン第 5 章について確認 ・ガイドライン第 6 章について意見交換
平成 27 年 3 月 13 日	第 11 回 WG 開催 ・ガイドライン第 1 章～第 6 章について最終確認



明石市都市整備部都市計画課

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

TEL : 078-918-5037 FAX : 078-918-5109

Eメール : tokei@city.akashi.lg.jp